

## 藤沢市パートナーシップ宣誓制度について（報告）

藤沢市パートナーシップ宣誓制度については、今年度第1回から第3回までの本会議において議題とし、ご意見等をいただきました。

その後、セクシュアル・マイノリティや事実婚の当事者等からの意見募集を実施するなど、様々な立場の方々からいただいたご意見等を踏まえ、本制度の案を作成しましたので報告します。

### 1 パブリックコメントの実施結果

「資料4」のとおり

### 2 当事者等からいただいた主な意見

(1) 当事者からの意見募集を10月20日から11月5日までの間に市ホームページにおいて実施し、6人からご意見をいただきました。

ア 宣誓者の要件について

- ・養子縁組をしていても対象としてほしい。

イ 制度の周知啓発に関すること

- ・公的施設（病院、介護施設、老人ホーム等）への周知・啓発・協力を依頼してほしい。
- ・導入後も情報の更新や教育を続け、より多くの市民が安心して安全に幸せに暮らせる市政をお願いしたい。

ウ 制度全般について

- ・制度があるだけで安心材料になる。
- ・制度を利用するしないにかかわらず、制度があることによって救われる当事者がいる。
- ・市内だけでなく湘南エリア、神奈川県全域での相互利用が可能になることを望んでいる。

(2) 本市において、セクシュアル・マイノリティに関する研修等の講師をしたことのある5人（団体）に対し、制度に関するアンケート調査を実施し、2人から回答がありました。

ア 日常生活での困りごとについて

- ・存在していることが認識されていない、いじめやからかいの原因になる。
- ・書類に不必要な性別欄があり、そのせいで不必要な場面でもトランスジェンダーがカミングアウトを強制される。また、書類がもとでアウティングが発生する。
- ・家族の理解、保険やローン、公営住宅への入居など、色々な課題や困りごとがある。

イ 制度導入に期待することについて

- ・法的効力がなくても当事者や家族は応援された気持ちになり、自分たちの関係性を説明しやすくなる。
- ・医療機関などでも同性パートナーが尊重されやすくなる。

### 3 「藤沢市パートナーシップ宣誓制度（案）」について

「資料5」のとおり

### 4 「藤沢市パートナーシップ宣誓制度（素案）」からの主な変更点

	該当項目	変更前	変更後
1	「3 制度の概要」の一部を修正	～，市長が <u>その事実を公的に証する</u> ～	～，市長が <u>宣誓書を受領したことを証する</u> ～
	変更理由：様式の検討により，わかりやすい表現としたもの。		
2	「7 受領証の返還」(1)にただし書きを追加		<u>ただし，特別な事情がある場合は，この限りではない。</u>
	変更理由：双方の意思によることのできない特別な事情（DV被害者である場合など）がある場合も想定されるため。		
3	「8 無効となる宣誓」(2)に追加	～，無効とした受領証の交付番号～	～， <u>返還又は前項により無効とした受領証の交付番号</u> ～
	変更理由：受領証が返還されない場合が想定されるため。		

### 5 宣誓書及び受領証のイメージについて

「資料6」のとおり

### 6 制度導入により対応できる行政サービスの検討状況等について

制度導入に伴い対象となる行政サービスについては，本制度の趣旨を踏まえ，法律上定めのあるものを除き，各部局において検討を進めているところです。

主な行政サービスの検討及び対応状況は次のとおりです。

- (1) 市営住宅の入居者資格条件の対象となるかについて検討中。
- (2) 市民病院における病状説明や手術の同意などの際に，パートナーが同席や同意をすることについては，患者本人の希望に基づき対応している。

### 7 今後のスケジュール

- 令和2年12月 市議会定例会総務常任委員会報告  
制度施行に向けた準備（要綱及び手引きの作成等）
- 令和3年 1月 職員への制度の周知  
2月 関係機関等への制度の周知  
セクシュアル・マイノリティに関する理解促進のための市民向け講座の実施  
3月 市民への制度の周知  
4月 パートナーシップ宣誓制度施行（令和3年4月1日）

以 上  
(事務担当 企画政策部人権男女共同平和課)